

【研究資料】

職業指導・進路指導の課題

－教育課程上の位置付けの変遷から見て－

Challenges for vocational guidance and career guidance
- Viewed from the transition of the positioning on the curriculum -

田 中 幸 治
Tanaka Koji

目次

- 1 はじめに
- 2 教科「職業」と「職業指導」との関わり
- 3 職業指導の意義及び進路指導・キャリア教育の定義の変遷
- 4 職業指導・進路指導・キャリア教育を行う上での学修領域
- 5 職業指導・進路指導の教育課程上の位置付けとその変遷
- 6 おわりに

要旨

1947年以降、新制度の下で教育が始まる我が国の職業指導は、戦前と同様に主として学校教育において行われてきている。その変遷は教育課程上、職業指導、進路指導、キャリア教育と移り変わり現在に至っている。この間、幾度かの経済不況や長期化する景気の低迷の他、子どもの進路意識や生き方に対する価値の多様化などとともに、職業指導・進路指導などに関わる分野の指導については、徐々に従前の指導方法や指導形態では立ち行かないものとなって行った。しかし、多くの学校においては、それまでの指導を変えることはなかった。その結果、若者の勤労観や職業観の未熟さ、社会人や職業人としての資質や能力への懸念など、多くの課題が露呈し、その改善を図るためにキャリア教育の推進が1999年以降、国によって提唱されている。本稿では、職業指導・進路指導などについての意義や定義の他、教育課程上の位置付けなどについて検証するとともに、この分野の課題の抽出を試みた。

1 はじめに

国は2017年秋「人生100年時代構想」のもと、教育の拡充策を検討し始めた。しかし、国の借金は巨額の上、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の悪化¹⁾がさらに懸念されている。子どもや若者世代への福利と負担とを鑑みると諸手を挙げて歓迎することもできない。今後この構想のもと決定される各施策が財政の支出と見合う効果を上げることができるか、十分な検証をした上で実施に踏み切る必要がある。

この構想ともかかわる国民一人一人の在り方や生き方についての教育は、今後さらに必要性を増していくであろう。そこで、本研究が文献調査の対象とした1947年以降、新教育制度の下で開始された学校教育における職業指導や進路指導などの検証も、今後これらに関する学校教育の改善や在り方などを考察する上での一助となることを期して取り組んだものである。

本稿は職業指導、進路指導、キャリア教育の変遷の経緯について各時代の学習指導要領及び各種進路指導の手引きなどの文献をもとに、その意義や定義についてまず考察を試みた。次に、この職業指導・進路指導などに関わる分野の指導や教育を行う上で必修となる学修要素の考察を試みた。そして最後に、職業指導・進路指導の教育課程上の位置付けについての変遷を調査した。また、これらの考察や調査の過程において抽出された課題についても触れることとした。

2 教科「職業」と「職業指導」との関わり

ここで記す職業指導については、1947（昭和22）年以降始まる新教育制度において、当初中学校の教科課程²⁾に位置付けられていた教科「職業」に関する内容をもとに文献調査を始めた。

当初、教科「職業」の指導に際しては、「職業」と「職業指導」との関わりについて、以下のような内容が当時の各学習指導要領に記されている。

『学習指導要領一般編（試案）昭和22年度』においては、必修科目としての職業（農業、商業、水産、工業、家庭）と選択科目としての職業とが示され、当時生徒は農業、商業、工業、水産、家庭のうちから、一科目又は数科目を決めて学習することなどが記されていた。また、職業指導の位置付けについては、『学習指導要領職業指導編（試案）昭和22年度』において、農業、商業、工業、水産、家庭の中の一科目あるいは数科目を選び、試行課程³⁾として労働の態度を養い、職業についての理解を興え、その上に職業指導によって職業についての広い展望を興えるように考えられていたことが記されている。具体的には、農業、商業、工業、水産、家庭などと職業指導との関連は以下のように記されていた。

（1） 農・工・商・水産・家庭の諸教科と、職業指導とを適当に融合して指導する場合

- (2) 農・工・商・水産・家庭の諸教科と職業指導とをそれぞれ別課程にして、一定の時間をこれには配当して指導する場合
- (3) 職業生活に関する社会科の単元を指導するに当たって、職業指導の学習指導要領を参照し、これを補って指導し、農・工・商・水産・家庭の諸教科はこの指導と関連を保ちながら、別にこれを指導する場合

これらは、その地域の事情に即し、生徒の実情に即し、学校の実情によって、どういう関連で指導するかを、校長の裁量によって決定してもらいたい。

以上述べたのは、主として必修教科としての職業科の指導についてである。選択教科としての職業科においては、上述の指導をさらにおし進めると共に、将来の志望がある程度決定した生徒がその方面の事がらを選択したり、まだ決まっていない生徒が特に必要や興味を感じた事がらを選択したりして、多少とも専門的な知識や技術を学ぼうにしたい（文部省、1947（昭和22）年、p.2）。

この記述から、当時の職業指導の教育課程上の位置付けが理解できる。また、以下に示す現行の教育職員免許法施行規則第4条及び第5条に記されている免許教科と教科に関する科目（一部）との関係も理解できる。

なお、同規則は、「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」が平成29年11月17日に公布されているので一見願いたい。

第4条（一部抜粋）

免許教科	教科に関する科目
職業	産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」

第5条（一部抜粋、商業における例示）

免許教科	教科に関する科目
商業	商業の関係科目、職業指導

次に、職業指導の意義についての考察を試み、その後、進路指導やキャリア教育の定義についての考察へと研究を進めた。

3 職業指導の意義及び進路指導・キャリア教育の定義の変遷

職業指導、進路指導、キャリア教育の意義や定義について主要なものを取り上げ、その

変遷を以下に記述する。

前述したように、戦後の教育改革により1947（昭和22）年4月、義務教育として新たに創設された新制の中学校においては教科として「職業科」が置かれた。当初の学習指導要領においては、職業科の中に職業科農業編（試案）、職業科工業編（試案）、職業科商業編（試案）など⁴⁾と共に職業指導編（試案）が発行されている。その『学習指導要領 職業指導編（試案）昭和22年度』では、職業指導の意義と目標を以下のように記している。

職業指導は個人が職業を選択し、その準備をし、就職し、進歩するのを援助する過程である。さらにこれを学校における職業指導の立場から細かに述べると、次のような目標が挙げられる。

- (a) 各種の職業および職業人についての理解をもたせること。
- (b) 就職及び進学の場合についての理解をもたせること。
- (c) 労働愛好の精神および態度を養成すること。
- (d) 職業および職業生活における研究的態度を育成すること。
- (e) 基礎的職業技能および應用の能力を養うこと。
- (f) 個性の自覚とその伸長をはかること。
- (g) 適当な職業を選択する能力を養成すること。
- (h) 適切な相談をすること。
- (i) 適切な就職指導をすること。
- (j) 適切な輔導をすること。

出所 文部省『学習指導要領 職業指導編（試案）昭和22年度』, p.3

この「職業科」は、早くも1949（昭和24）年5月の文部省通達「新制中学校の教科と時間数の改正について」によって「職業科及び家庭科」となり、「職業科」と「家庭科」とに分離された。しかしその後、この「職業科及び家庭科」は1949（昭和24）年12月の「中学校職業科及び家庭科の取扱いについて」通達において「職業・家庭科」に改められたことにより⁵⁾、『中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案）昭和26年（1951）改訂版』の発行において、「職業科」は「職業・家庭科」と変更されている。戦後、新制中学校で必修教科として設置された「職業科」であったが、当時の教師にあってもその意義の理解が進まないことなどにより、他の教科と比べ軽視されるなどの問題があった⁶⁾。

その後、職業指導の定義について記述されているものとして、文部省が1955（昭和30）年に編集した『中学校・高等学校職業指導の手びき—管理・運営編』がある。同手引きには「学校における職業指導は、個人資料、職業・学校情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずから将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が教育の一環として、組織的継続的に援助する過程である。」と記されている。この定義はまさに職業指導とは何をするかという諸活動を記したものである。

さらにその後、1957（昭和32）年の中央教育審議会の「科学技術教育の振興方策について」（答申）において進路指導という用語が登場し⁷⁾、『中学校学習指導要領 昭和33年（1958）改訂版』（告示）では「職業・家庭科」が中学校の教育課程から廃止され⁸⁾、「技術・家庭科」が新設されたのを機に職業指導から進路指導という用語の使用が一般的となって行ったと言える。

この用語の変更については、1961（昭和36）年文部省が編集し、日本職業指導協会が発行した『中学校進路指導の手びき－学級担任編』において、進路指導とは、「生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずから、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に指導援助する過程を言うものである。」と記されている。この記述内容から、昭和30年の『中学校・高等学校職業指導の手びき－管理・運営編』と比べて、「手引き」の名称を含め、職業指導が進路指導と呼称変更されていることが分かる。この変更について平成24年に発行された『高等学校キャリア教育の手引き』では「職業指導と進路指導の定義はほとんど同一の文言によって記されていることからわかるように、「進路指導」という用語は職業指導の語義をそのまま引き継ぐ概念として登場した。なぜならば、職業指導という用語が、就職を希望する生徒のみを対象とするものであるとの誤解を助長する要因となり、職業教育との混同も招きがちであるとの判断による呼称変更だったからである。」（文部科学省、2012（平成24）年、pp.39-40）とある。なお、以上に示した各手引きなどの文献は、その名称も含め原文のまま記した。これ以降についても、当時の文献の内容は原文のまま記した。

さらに、1983（昭和58）年発行の文部省『進路指導の手引き－高等学校ホームルーム担任編』（日本進路指導協会）に「進路指導は、生徒一人ひとりが、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来への展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な生徒の自己指導能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、継続的な指導・援助の過程（である。）」と記されていたことが紹介されている（文部科学省、2012（平成24）年、p.40）。

これに対して、1999（平成11）年文部行政関連の審議会報告書等に初めてキャリア教育という文言が登場し、それ以降キャリア教育の視点を取り入れた指導が行われることとなった。このキャリア教育については、1999（平成11）年の中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）」においてキャリア教育を「望ましい職業観・勤労観及職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」（文部科学省2012（平成24）年、p.15）とした。しかし、2011（平成23）年の中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」では、このキャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」（文部科学省2012（平成24）年、p.14）としている。

以上に記した職業指導、進路指導、キャリア教育の意義や定義の変遷を顧みると、社会

の変化や要請などへの対応から、今日までに定義の変更は幾度もなされている。しかし、学校において進路指導の基盤となった定義は1961（昭和36）年の定義であり、この定義が現在も進路指導を支える諸活動の基盤として使用されている。それでは何故、幾度となく変更されたこの分野の定義を踏まえた指導を教師は積極的に日頃の各指導に反映させようとしなかったのか。すなわち何故、教師は意識を変えようとしなかったのかを次に考察して見る。

戦後の高度経済成長は国民の生活水準を引き上げる一方で、国民に高度な専門教育による専門性を要請し始めた。その結果、1965（昭和40）年初頭には四年制大学・短期大学への進学率が徐々に高まり、高学歴社会の兆しが見え始め、学校における進路指導は進学指導（受験指導）へと徐々に特化していった。そして、この進学指導が大方の学校における進路指導となり現在に至っている。また、おおよそ1990年初頭までは、学校教育において職業指導、進路指導などに関わる分野の指導を徹底しなくとも、日本型雇用慣行のもと企業内研修制度などにより、現代のように大きな進路指導上の課題は起こらなかった。このようなことなどから教師の意識改革は進まず、この分野の指導はあまり変わらなかったのではないかと考える。

しかし、それ以降、バブル経済が破綻し、東西冷戦が終結すると共に経済のグローバルが進展するに従って、海外からのものや資金などが流入することになる。このグローバル化などの変化と共に、国内においては各種の規制緩和や長期にわたる景気の低迷、そして少子化などが、この分野の指導や教育に徐々に影響を与えつつあった。それでも、一部を除く多くの学校では、進学指導に特化するための学習指導（受験指導）には注力するが、就職後や進学後のこと、そして進学先を卒業した後のことなど、あまり眼中に入れずに主として「出口指導」⁹⁾と呼ばれる指導を以て、この分野の指導とする傾向が長く続けられてきた。

ここでは、教師の意識や進学指導に特化する進路指導などについての課題が抽出できた。次に、職業指導、進路指導、キャリア教育を行う上での学修領域について文献などの調査・研究を行った。

4 職業指導・進路指導・キャリア教育を行う上での学修領域

教職課程において履修が定められている「職業指導」等の学修領域についての考察を行う前に、1947年以降始まる教科「職業」について、1950（昭和25）年に発行された教科書に記されている学習内容の調査をした。

教科書研究会『職業 I 将来の希望』光書房の「もくじ」には次のような内容が記されている。

1. 将来の希望（実習）家庭菜園, 2. わたしの町の職業（実習）方眼紙の使い方, 3. 駅の人々（実習）訪問のしかた, 4. 郵便局（実習）謄写印刷, 5. 農家の人たち（実習）菜園の手入れ, 6. 山で働く人々（実習）下刈り, 夏休みの家庭実習, 7. 木工

場で働く人々（実習）校具の修理，8. 土木と建築，9. 炭鉱，10. イモノ工場見学記，11. 水産業，12. 自轉車ができるまで（実習）自轉車の修理，13. 電気産業（実習）ヒューズの取替，14. 小賣り店（実習）学校購買部のしごと，15. 職業のうつりかわり 学習を移るにあたって

次に，教科書研究会『職業Ⅱ自己をみつめて』光書房の「もくじ」には次のような内容が記されている。

1. 自己をみつめて【実習】壁新聞の編集，2. トケイ工場【実習】トケイの修理，3. 製鉄所をたずねて【実習】学校農園，4. 化学肥料工場【実習】自給肥料製作，5. 銀行【実習】学校購買部と仕入記帳，6. 印刷工場 夏の校外実習，7. 紡績と製糸，8. 新しい漁村，9. 電球ができるまで【実習】電気スタンドの製作，10. 運輸業【実習】荷扱いの手伝いと荷造り，11. 船をつくる人々【実習】製図，12. 輸出工芸品をつくる人々【実習】やきもの，13. 公務にたずさわる人たち，14. 上級学校しらべ 学習を終るにあたって

そして，教科書研究会『職業Ⅲ進路の決定』光書房の「もくじ」には次のような内容が記されている。

まえがき，1. 自由業とサービス業，2. 新聞社，3. 機械をつくる人たち，4. ラジオができるまで 夏の校外実習，5. 職業選択から就職まで 一ぼくの体験記録一，6. 先輩を招いて 一学校選択と進学について一，7. 労働組合と労働保護，8. 働く者の健康，9. 働く者の余暇利用，10. 職業と社会 学習を終るにあたって

以上に記した教科書三点の学習内容を考察すると、『職業Ⅰ将来の希望』においては各種職業について，各地区の地場産業との関りから実習を通して理解すると同時に，生徒自らの特性を鑑み，今後学校を卒業した後の進路を意識させることをねらいとしている。同教科書の目次の最初にある「将来の希望」という單元には「学校を出てからのちのことをいまずぐきめてしまわなくてもよい。しかし，これから3年の間に，自分の進路をえらぶ力をつける必要があります。（中略）世の中の職業をみると，この職業にはこんな性質の人が良いとか。（中略）そこがうまくあわないと，そのしごとについて本人もおもしろくないだろうし，そうなればしごとだって，ちっともすすまなくなり（中略）」(p. 6)という記述がある。この記述内容から，この時代は特性・因子理論に基づいた学習内容のもと戦後当初の教育の特徴でもある経験主義的な立場から，実習も取り入れられていたことが理解できる。

『職業Ⅱ自己をみつめて』においては、表題を「自己をみつめて」とし、生徒自らの特性の理解を各種職業に関わる実習を通して行い、自己理解への深化を図ることをねらいとしている。同教科書の目次の最初にある「自己をみつめて」という單元には、「わたしの身体と健康」という内容が記されており、そこでは小学校入学から現在までの身長や体重等と身体の欠陥という内容が記述されている。また、「わたしの知能と学業成績」では知能、学業成績、性質という内容が記述されている。さらに「自分の性質とか、特長とか、こういうことを、個性というそうである。個性を知るには、父母にきいたり、先生の御意見をうかがったりすることがたいせつである。そのほか、身体検査、体力検査などや、自分の得手、不得手を知るために、いろいろのしごとを実習したり、性能検査をうけたりして、その結果を参考にすることが、よいそうである。(中略)ただ自分の性質に合っているから、ということだけで、自分の進むみちをきめることは、いけないと思う。家の事情も考えに入れなければならないし、社会全体のことも考えなければならない。」(p. 6)という内容が記述されている。なお、目次の最後には「上級学校しらべ」という單元があり、進学へ向けての指導も取り込まれていることが分かる。当時の高等学校への進学率は4割を超えていることが表1からも確認できる。また、1954(昭和29)年には5割を超えるという状況であった。

表1 中学生の進路状況

	昭和 25年	昭和 30年	昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年
卒業者数	1,586	1,663	1,770	2,359	1,667	1,580	1,723
進学者数	583	792	971	1,591	1,311	1,422	1,645
就職進学者数	68	64	50	76	57	30	20
就職者数	716	633	633	548	214	63	44
無業者数	190	148	101	135	81	61	11
その他	27	24	13	8	2	2	注4
進学率	41.1	51.5	57.7	70.7	82.1	91.9	96.7

- 注) 1. 各数値は表示年の3月卒業者数を基にしたものである。
 2. 卒業者数からその他までの数字は実数の百の位を切り捨てし、千の単位で表示した。
 3. 進学率は進学者及び就職進学者の実数の合計を卒業者の実数で割って求めた割合(百分率)である。
 4. 昭和55年3月卒業生の「その他」の数は635人である。

出所 文部省(1986)『産業教育百年史』, p.1203(注2の加工を施す)

『職業Ⅲ進路の決定』においては、「進路の決定」と表題にあるようにⅠとⅡの学習を踏まえて選択・決定への指導が主となる段階である。同教科書の目次の最初にある「まえがき」には「この本には、いままでまだふれなかった職業部門の資料を出してある。また職

業についた後に、ぜひとも心得ておかなければならない心がけや、選職、就職、あるいは進学に直接必要なことにもふれている。」(p. 3) という記述がされている。前述したⅢの目次の内容を見ると、卒業後の適応を意識した単元まで網羅されていることが理解できる。

以上のように、当時の職業指導は中学生の進路の実態を踏まえ、かなり充実した内容を教科として指導していたことが分かる。無論、中学生という発達段階を踏まえていることもあって、その内容は高度なものとは言えない。また、課題の設定やその指導内容についても更に検討を要するものもあると考える。しかし、指導の場が教科にあることから、各学校の教育課程に位置付けられ、指導内容も学習指導要領に定められ、これをもとに教科書があり指導が行われていた。このように過去には、教育制度として職業指導が明確となっていたことを鑑み、現在の学校教育におけるこの分野の課題解決に向けた検討を進めるべきである。

次に、ここで記述した職業指導の学習内容を踏まえると共に、今日大学において教職課程履修学生に対して職業指導・進路指導・キャリア教育を通して学修させている内容についての考察を試みた。

教職課程履修学生に対する職業指導・進路指導・キャリア教育に関わる分野の学修領域等については、以下のような学修領域と各領域に属する諸要素を挙げることができる。ここに記した諸要素については、職業指導、進路指導、キャリア教育の意義や定義を踏まえた内容に、筆者の大学での講義及び高等学校での指導経験を加味して考察したものである。

また、諸要素を考察するにあたっては、学修領域を指導方法、指導内容、指導組織、科学的側面などと定め、領域ごとに諸要素を抽出・分類するという手法を試みて、図1を作成した。

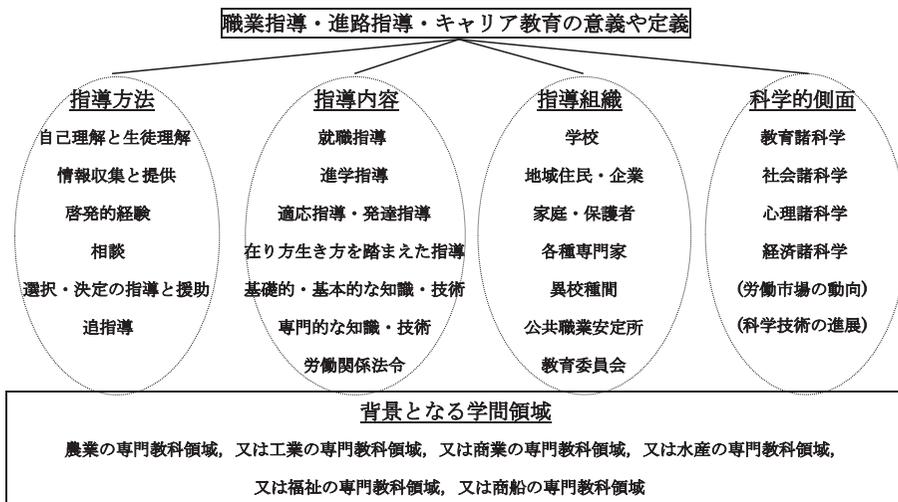


図1 職業指導の構成諸要素

注) 指導組織については、学校との連携先を含めて示した。

出所 筆者作成

各学校において生徒へ指導する際には、この分野に関する教育の意義などを踏まえて、図1に示したような指導内容を生徒の発達段階を踏まえ、入学当初から個別指導及び集団指導を通して適宜、指導計画の立案・実施・評価・改善のサイクルを重視して計画的、継続的に指導・援助を進めていくことが求められている。その際、指導方法に示した六つの諸活動を学年毎に指導組織に示したような校内組織と校外組織との連携を密に図り指導体制を構築し、組織的に進めることが求められている。また、指導にあたっては科学的側面に示したように多様な諸科学領域からの理論などが下支えとなっている¹⁰⁾。なお、『教員免許ハンドブック解釈事例編』（文部省教職員課教員養成・免許制度研究会編、(1990—)、p.297）には、次のようなQ&Aが記されている。「商業免の職業指導の単位を工業免の職業指導の単位に充てられるか」の質問に対する回答には「職業指導は、教科によりその内容が異なることから、事例の場合は替えることができない」とある。この回答からは、図1に示したように各免許の教科毎にその教科の背景となる学問領域を踏まえた職業指導を行うことが求められていると推察される。また、先にも記したように教育職員免許法施行規則の第4条及び第5条に記されている「免許教科」と「教科に関する科目」との関係からも同ハンドブックにおける回答の理解はできる。

以上のように、生徒への職業指導・進路指導・キャリア教育への指導には、図1に記した各要素に関わる知識や技能の他、実践的な指導力を教員は習得しておかなければならない。これらの諸要素が「職業指導」を履修する学生の学修内容であると考えられる。

しかし、図1に記したように、この分野の学修領域は広く、そして専門性も高い。このことから大学においては、この分野の指導に対する確かな力量を学生に習得させることが課題となる。

最後に、職業指導、進路指導の担当者の位置付けの変化や教育課程上の職業指導、進路指導の位置付けの変化についての経緯を調査した。

5 職業指導・進路指導の教育課程上の位置付けとその変遷

前述したように1947（昭和22）年以降始まる新教育制度において、職業指導は当初中学校の教科課程に職業科の一分科として位置付けられていた。また、担当者は当該教科の教諭によって指導がなされていた。しかし、『中学校学習指導要領 昭和33年（1958）改訂版』においては前述したように職業指導は進路指導という呼称変更となり、特別教育活動の目標の3に「心身の健康の助長を図るとともに、将来の進路を選択する能力を養う」とあるように特別教育活動において扱われるようになった¹¹⁾。この特別教育活動の内容には生徒会活動、クラブ活動、学級活動が示されており、進路指導は学級活動において扱われていた。また、担当者については「学級活動の指導は、学級担任の教師が担当することを原則とするが、進路指導などの場合には、その内容に応じて適当な他の教師の協力を受けることが望ましい」と記されるようになった。その後、1969（昭和44）年の『中学校学習指導要領』の改訂において、進路指導は特別活動¹²⁾の領域の一つである学級活動で扱われているが、総則においても「個々の生徒の能力・適性等の的確な把握に努め、その伸長を図

るように指導するとともに、適切な進路の指導を行なうようにすること」と記されるようになった。担当者は学級活動において指導が行われることから「主として学級ごとに、学級担任の教師が指導を行なうことを原則とする」と記しているように従前と同様に学級担任及び進路指導担当教員となる。さらに、1977（昭和52）年の『中学校学習指導要領』において進路指導は、従前通りに特別活動の領域の一つである学級活動で扱われているが、総則においては「学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の能力・適性等の的確な把握に努め、その伸長を図るように指導するとともに、計画的、組織的に進路指導を行うようにすること」¹³⁾と「学校の教育活動全体を通じて」という文言が初めて明確に記され改められたことから、進路指導の教育課程上の位置付けは教育活動全体を通じて行い、学級活動がその中核を担う体制へと変化した。また、担当者においても「学校の教育活動全体を通じて」ということから、教育活動に携わる全教員と考えるようになった。なお、学級活動の担当者は「主として学級ごとに、学級担任の教師が指導することを原則とし、取り上げる内容によっては、他の教師の協力を得ること」と記されている。この改訂以降、進路指導の教育課程上の位置付けは全ての教育活動を通じて行い、担当者は全教員となったと言える。このことは現行の学習指導要領においても、総則の第4の指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の2の（4）で、「生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。」と記されている。また、平成29年3月に告示された次期学習指導要領においても、総則の第4の生徒の発達への支援の1の（3）の後半の部分で同様の内容が述べられている。

以上に記した内容は中学校に関わる教育課程上の位置付けについてである。次に高等学校に関わる教育課程上の位置付けについて記述する。

高等学校においては『学習指導要領一般編（試案）昭和26年（1951）改訂版』の中で、I教育の目標に記されている項目の一部に職業や勤労に関する内容が記されている他、特別教育活動の領域の一つであるホームルームにおいて「生徒のもつ諸問題を取り上げて、その解決に助力し、生徒の個人的、社会的な成長発達を助成したり、職業選択の指導を行ったりするところである」と「職業選択の指導」についての記述がある。また、それ以前の学習指導要領には実業に関する教科課程等が記されている程度である。その後、『高等学校学習指導要領一般編 昭和31年改訂版』の第1章の3の（2）特別教育活動において、その目標の一つに「健全な趣味や教養を豊かにし、将来の進路を選択決定するのに必要な能力を養うなど、個性の伸長を図る」と記されている。また、第3章の3の「生徒の履修に対する指導」において「学校は、個々の生徒について、その個性の特徴、家庭環境、進路の希望等に関する資料を収集、整理、解釈し、生徒に個性の自覚を深めさせるとともに、個々の生徒に必要な学校または職業についての情報を与え、相談を行い、進路に関する適切な計画を立てさせるなどの指導を行うことによって、選択すべき教育課程の類型または教科、科目を決定させるようにする」と記されている。1960（昭和35）年の『高等学校学習指導要領』の告示では、第3章の第1節の第2巻の第1ホームルームの目標の（3）に「心身の健康の助長を図るとともに、自主的に進路を選択決定する能力を養う」と記され、内容の（2）に「人間としての望ましい生き方に関する問題」、（3）に「進路の選択決定や

その後の適応に関する問題」と記されている。そして、担当者については指導計画作成および指導上の留意事項の(7)に「ホームルームの指導は、ホームルーム担任の教師が担当することを原則とするが、その内容によっては、適当な他の教師の協力を受けることが望ましい」、(8)に『「進路の選択決定やその後の適応に関する問題」については、最終学年のみでなく、毎学年計画的に指導することが必要である』と記されている。以上のことから、ホームルームにおいて進路指導を行い、担当者はホームルーム担任及び進路指導担当教員とするということが読み取れる。

1970(昭和45)年の『高等学校学習指導要領』の改訂では、第1章総則の第2節の第2巻の6の(1)に「個々の生徒の能力・適性等の的確な把握^{はあく}に努め、その伸長を図り、生徒に適切な各教科・科目や類型を選択させるように指導するとともに、進路指導を適切に行なうこと。特に心身に障害のある生徒については、生徒の実態に即した適切な指導を行なうこと」と記されている。また、第3章各教科以外の教育活動の第1款目標の3に「心身の健康を増進し、個性を伸長するとともに、人間としての望ましい生き方を自覚させ、将来の生活において自己を実現する能力を育てる」、4に「健全な趣味や豊かな情操を育て、余暇を活用する態度を養うとともに、勤労を尊重する精神の確立を図る」と記されている。さらに、第2款内容の第1ホームルームの1内容の(4)に「学業生活および進路の選択決定に関する問題」、2内容の取扱いの(2)のエに「学業生活および進路の選択決定に関する問題としては、各教科・科目等の選択、学業生活への適応、進路の吟味と選択、将来の職業生活等への適応など」と記されている。そして、担当者については第3章の第3款の2の(1)に「ホームルームについては、ホームルームごとに担任の教師を定めて指導を行なうこととするが、その内容によっては、適当な他の教師に担当を依頼すること、資料の提供を求めることなどの積極的な協力を受けること」と記されている。1978(昭和53)年の『高等学校学習指導要領』の改訂では、第1章総則の第7款の6の(2)に「学校の教育活動全体を通して、個々の生徒の能力・適性等の的確な把握^{はあく}に努め、その伸長を図り、生徒に適切な各教科・科目や類型を選択させるように指導するとともに、計画的、組織的に進路指導を行うようにすること」と「学校の教育活動全体を通して」という文言が初めて明確に記され改められたことから、進路指導の教育課程上の位置付けは教育活動全体を通して行い、ホームルーム活動がその中核を担う体制へと変化した。また、担当者においても「学校の教育活動全体を通して」ということから、教育活動に携わる全教員と考えるようになった。なお、ホームルーム活動の担当者は「主としてホームルームごとに、ホームルーム担任の教師が指導することを原則とし、取り上げる内容によっては、他の教師の協力を得ること」と記されている。この改訂以降、進路指導の教育課程上の位置付けは全ての教育活動を通して行い、担当者は全教員と明確になり、現行の学習指導要領においても同様に解釈されている。このことから進路指導の教育課程上の位置付けは、中学校は昭和52年の学習指導要領の改訂から、高等学校は昭和53年の学習指導要領の改訂から「学校の教育活動全体を通して」行うことが明記され、現行の学習指導要領と同様になった。現行の高等学校学習指導要領で示すと、総則の第5款の教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項の5の(4)で「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選

択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。」と記されている。このことについて、学習指導要領の総則に進路指導に関する規定が示された改訂（中学は昭和44年、高校は昭和45年）をもって「教育活動全体を通して」行われるとする見解も承知している。

以上に記したように、職業指導や進路指導などに関わる分野の教育課程上の位置付けは、中学校においては「教科」から「学級活動」へ、そして、「学校の教育活動全体を通じて」という変遷を経た。また、この分野の担当者も「教科担任」から「学級担任及び進路指導担当教員」へ、そして「全教員」へという変遷を経た。なお、高等学校においては「ホームルーム」から「学校の教育活動全体を通して」という変遷となる。生徒の多様な個性を発見し、それを伸長する。また、多様な進路情報を生徒の発達段階や個々の興味・関心、能力に応じて収集させ又は提供する。そして、学校の各種諸活動を活かして外部機関との連携をもとに多様な啓発的経験をさせた上で、各種相談を通して、再指導・補填・修正を加え、進路選択を促し、主体的な進路決定へと導いていく。このように一人一人の多様な進路を支えるためには、学校の全教育活動を通して、全教員がこれにあたるという根拠は理解できる。

しかし、現実問題として現在の学校現場での対応はどうであろうか。多忙を極める教員の勤務、学力低下と授業時間の確保との関わり、それにも増して前述したようにこの分野の指導には専門的な知識や技能を要するものも多い。時間との関りから研修も儘ならず、生徒と向き合う時間も少なく、進路についての教材研究も不足しているという現状が学校の実態である。特に問題なのが教員の多くが大学卒業後即、或いは数年の講師経験を経て教員となっていること。多くの教員は学校から教職という単一の進路を辿っていることである。その結果、多様な職業についての知識や経験を教員自らが獲得しているかという課題がある。そして、さらに中学校や高等学校の多くの教員が「職業指導」について大学の教職課程において学修経験がほとんどない。その上に教師自らがこの分野の系統的な学習を中学・高校の時代に学んだ経験があまりない。その結果、「学校の教育活動全体を通して」という隠れ蓑により、他人（進路指導担当や卒業時の学年担任）任せとなっていることがこの分野の課題である。前述したように、この分野の指導が「学校の教育活動全体を通して」と明記されたのは学習指導要領の上では、昭和50年代となっているが、それ以前にも、全校的な協力体制については強調されていた。先に記した1961（昭和36）年の『中学校進路指導の手びき－学級担任編』において、「進路指導では、全校的協力体制が強調されるが、どういうわけですか。」という質問が記されている。そして、その回答としては、それまでの職業指導は、ほとんど就職斡旋ということで、職業関係教科の担任など一部の少数の教員に指導が任されていた。しかし、職業指導（進路指導）は就職斡旋にとどまっていたはならないという認識のもと、全校的協力体制による進路指導が強調された。という趣旨のことが記されている（文部省、1961, pp. 9-10）。また、当時の特別教育活動の指導書には、「進路指導は、学校のすべての教育活動、換言すれば、教育課程の全領域を通して、全校の教職員の協力態勢のもとに行なわれるべきものであるが、それらを補充し、深化し、統合する指導の場としては、学級活動の時間が最も適当であると考えられること。」（文部省、

1961, p.26) と記されている。このことから、この時代から現在と同様な位置付けで、この分野の指導は進めるよう文部省より指示されていたことが分かる。そして当時より一部の教員にこの分野の指導が任せられるという傾向があり、この課題は50年超も経た現在においても一部の学校を除き、まだ解決されていないということになるのではないか。この課題の解決なしにはこの分野の指導は進捗しないと確信する。

6 おわりに

今日の社会では、科学技術の進展、高度情報通信社会の出現、各方面からのグローバル化などの影響から、経済の動向のみならず、将来の職業変貌への懸念、人生100年時代への対応など今後、今まで以上に職業指導、進路指導、キャリア教育の必要性は高まっていくものと推測される。しかし、学校教育が担当している職業指導、進路指導などに関わる分野に対して、従前のように行政当局が策定した施策を一方的に委ねる手法では、大した効果が期待できない。学校に勤務する教職員、そして一般社会を構成する各組織や個人がまずこの分野の教育の意義を深く理解し、それぞれの役割を今まで以上に強く認識・協働して、現在山積する進路指導上の諸課題の抜本的な解決を目指す政策の策定が待たれる。

〔注〕

- 1) 「財政黒字化目標先送り」『日本経済新聞』2017年9月20日
- 2) この時期はまだ教科外活動という領域が明示されておらず、カリキュラムには「教育課程」ではなく「教科課程」という日本語があてられていた(田中編, 2011, p.186)。当初の学習指導要領では、現在のような教科以外の領域に関する内容、例えば特別活動などについて教育課程の領域で扱っていなかったもので、専ら教科に関わる規定として示されていた。そのため現在、教育課程と呼ばれているものを教科課程としていた。
- 3) 試行課程(トライ・アウト・コース)の捉え方については、「職業を探索する課程」と記している。(岡津守彦編, 2014, p.272)
- 4) この他には職業科水産編が発行されていた。
- 5) この通達により、従前の「職業科」の内容は見直され、職業指導編の他、職業科農業編、職業科工業編、職業科商業編、職業科水産編及び新しく加えられていた家庭編は、新設された「職業・家庭科」という一教科に集約された。そして、その「職業・家庭科」の第4章の内容として各節において次のように示され改められた。「第1節農村男子向き課程の例」「第2節都市工業地域男子向き課程の例」「第3節都市商業地域男子向き課程の例」「第4節漁村男子向き課程の例」「第5節農村女子向き課程の例」「第6節商業地域女子向き課程の例」
- 6) 職業科の問題が生じた原因などは岡津守彦編(2014)『教育課程 各論』東京大学出版会, pp.261-269を参照。
- 7) 文部省が昭和31年5月28日に発行した『中学校学習指導要領 職業・家庭科編 昭和32

年度改訂版』では第3章「職業・家庭科の内容」の第6群の「内容の組織」の分野には職業と進路という表記が見られる。なお、下線は筆者が記したものである。

- 8) 1958(昭和33)年の『中学校学習指導要領』の改訂により、職業・家庭科という教科は廃止されたが、選択教科として農業、工業、商業、水産、家庭などの教科は、外国語、数学、音楽及び美術の各教科と共に示されている。また、次の改訂である1969(昭和44)年の『中学校学習指導要領』においても選択科目として「外国語、農業、工業、商業、水産、家庭及び中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科」と表記されている。その後、1977(昭和52)年の『中学校学習指導要領』の改訂では、選択教科の範囲を広げ「音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語及び中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科(農業、工業、商業等を含む)」という扱いとなった。そして、これ以降の学習指導要領では農業、工業、商業等という教科についての明記はなくなった。
- 9) 特に、卒業年度における就職や進学等に関する選択・決定の指導・援助に特化する進路指導のことをいう。
- 10) 諸科学との関わりについては、伊藤・佐藤・堀内、2011、pp.37-40を参照願いたい。
- 11) 特別教育活動の中で扱われることとなった進路指導については、特別教育活動の中の学級活動の内容において「学級活動においては、学級としての諸問題の話し合いと処理、レクリエーション、心身の健康の保持、将来の進路の選択などに関する活動を行う。なお、特に将来の進路の選択に関する活動においては、次の事項についての指導(進路指導)を行うことが必要である」と記され、(1)自己の個性や家庭環境などについての理解として「自己分析をしたり、諸検査の結果を検討したりして、各自の個性や家庭環境を理解するとともに、それらと学習や進路との関連、学習や進路の計画・相談の必要、進路選択の一般的めやすなどについて理解すること」(2)職業・上級学校などについての理解として「職業については、産業との関連を考慮して、仕事の内容、社会的な役割、資格その他の諸条件、就職の機会などの概要について理解するとともに、上級学校や学校以外の教育施設などについては、将来の職業との関連を中心にして、それらの内容を理解すること」(3)就職(家事・家業従事を含む)や進学についての知識として「求人申込の状況、事業所の要求、事業所の選び方、進学先の特色と選び方、採用試験、卒業生の進路状況などについて知ること」(4)将来の生活における適応についての理解として「職業生活と学校生活との相違、将来の生活への適応のしかたなどについて理解すること」と記されている。また、指導計画作成および指導上の留意事項では、4において「学級活動は、毎学年35単位時間以上実施するものとし、このうち進路指導については、毎学年計画的に実施し、卒業までの実施時数は40単位時間を下ってはならない」とし、8において「学級活動の指導は、学級担任の教師が担当することを原則とするが、進路指導などの場合には、その内容に応じて適当な他の教師の協力を受けることが望ましい」とし、9において「特に学級活動における進路指導においては、一方的な知識の注入に陥らないように留意し、生徒の自主的な活動を促すとともに、できるだけ具体的な事例に即して指導を行うなど、

効果的な方法をくふうする必要がある。なお、個々の生徒に対する進路指導を徹底するためには、適当な機会をとらえて、面接相談などによる指導を行うことが望ましい」としている。この学級活動の内容及び指導計画作成および指導上の留意事項については現行の平成20年告示 平成22年一部改正の中学校学習指導要領に比べて、進路指導に関わる内容が多く記されており、当時、職業指導が教科から特別教育活動へと移された思いが伝わってくる。しかし、この進路指導の扱いについては昭和44年の中学校学習指導要領の改訂では、現行の中学校学習指導要領と同程度の扱いとなっている。

- 12) 特別教育活動は、1969（昭和44）年の『中学校学習指導要領』の改訂において特別活動という呼称に変更された。
- 13) 1989（平成元）年の『中学校学習指導要領』においては、総則の表記が「生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、計画的、組織的な進路指導を行うこと」と変更され、現在に至っている。

〔参考文献〕

- 伊藤一雄・佐藤史人・堀内達夫（2011）『キャリア開発と職業指導』法律文化社
- 岡津守彦編（2014）『教育課程 各論』東京大学出版会
- 教科書研究協議会（1950）『職業Ⅰ 将来の希望』光書房
- （1950）『職業Ⅱ 自己をみつめて』光書房
- （1950）『職業Ⅲ 進路の決定』光書房
- 田中耕治編（2011）『よくわかる教育課程』ミネルヴァ書房
- 文部省（1947）『学習指導要領一般編（試案）昭和22年度』日本書籍
- （1947）『学習指導要領 職業指導編（試案）昭和22年度』日本職業指導協会
- （1951）『学習指導要領一般編（試案）昭和26年（1951）改訂版』明治図書出版
- （1951）『中学校学習指導要領 職業・家庭科編 昭和26年（1951）改訂版』日本職業指導協会
- （1955）『中学校・高等学校職業指導の手びき－管理・運営編』日本職業指導協会
- （1955）『高等学校学習指導要領一般編 昭和31年改訂版』教育図書
- （1956）『中学校学習指導要領 職業・家庭科編 昭和32年度改訂版』開隆堂出版
- （1958）『中学校学習指導要領 昭和33年（1958）改訂版』明治図書出版
- （1960）『高等学校学習指導要領』大蔵省印刷局
- （1961）『中学校進路指導の手びき－学級担任編』日本職業指導協会
- （1969）『中学校学習指導要領』大蔵省印刷局
- （1970）『高等学校学習指導要領』大蔵省印刷局
- （1977）『中学校学習指導要領』大蔵省印刷局
- （1978）『高等学校学習指導要領』大蔵省印刷局
- （1983）『進路指導の手引き－高等学校ホームルーム担任編』日本進路指導協会
- （1986）『産業教育百年史』ぎょうせい

- (1989) 『中学校学習指導要領』 大蔵省印刷局
文部省教職員課教員養成・免許制度研究会編 (1990—) 『教員免許ハンドブック解釈事例編』
第一法規
文部科学省 (2008) 『中学校学習指導要領』 東山書房
—— (2009) 『高等学校学習指導要領』 東山書房
—— (2012) 『高等学校キャリア教育の手引き』 教育出版
吉田辰雄・篠翰 (2008) 『進路指導・キャリア教育の理論と実践』 日本文化科学社

(Abstract)

Since 1947 when the new system of education began in Japan, vocational guidance has been mainly done as part of school education, as it had been done before the war. In the curriculum, this has been transitioning from vocational guidance to career guidance and finally to career education at present. Over time, with several economic recessions and prolonged economic downturn, such vocational guidance and career guidance gradually became ineffective is the traditional guidance method and form. However, in many schools, no changes were made to traditional guidance method. As a result, many problems are exposed, including youth's immature views on labor and profession, concerns about their qualities and abilities as a member of society and a professional. To improve this situation, the Government has been advocating the promotion of career education since 1999. In this article, we reflect on the significance and definition of vocational guidance and career guidance, as well as their position +in the curriculum and extract outstanding issues in this field.

